○農林水産省告示第二千五百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

総トン数	隻数
旧トン数	
四十八トン未満のもの	九
新トン数	
四十トン未満のもの	

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年十二月十九日から平成二十五年三月十八日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。

2　この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項に規定する特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

3　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　毎日、鯨の捕獲頭数を農林水産大臣に報告しなければならない。

二　農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要があると認めて水域ごとにミンク鯨又は鯨（まっこう鯨を除く。）の捕獲の停止期間を定めた場合には、当該期間内において捕獲してはならない。

三　ミンク鯨については、農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため捕獲を停止しておく必要がないと認め、捕獲の停止を解除する日を定めて通知するまでは、これを捕獲してはならない。

○農林水産省告示第二千五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市川合字八石五、五の一、川田字本宮五の二四六（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市川合字持金一〇の一、吉川字神成一、一九から二四まで、二七、三〇、三二、三五から三八まで、三九の二から三九の四まで、三九の七、四二、四六の一、四九、五四の一、六〇、六九の四、七一、七三から七五まで、七五の四の一、七六、七八、八一、八二、字大沢一三の一、一四の一から一四の三まで、二六の一、二六の七、字漆原三一、字雲沢三四から三六まで、五七から六〇まで、七〇から七四まで、七四の一、七五、七六、字桂沢一一の二、二〇、五六、五六の一、五六の二、五六の六、字松峠三、一〇、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三、一七の一、一七の五、二五、二六、二九の一、二九の二、三三の三、三三の五、五七、五九の一、字前田一の一、字上林一の一、三の一、字長田二四、二五、三四、字辺玉一二、一八、一九、二一、二四の一、二六の一、三二、字弁久保七四、七六の一、八四、九〇、字新在家五五、五六の二、五七、五七の一、字小川路八一、字広正六〇、一一五、字時ノ沢七の二、字新井田一三から一五まで、字藤平四三、字絵下ノ入三〇の六、字小黒田三七の八、七三、八三の一、八三の五、八五の五、一〇三の一、字猿田四六の一から四六の四まで、字柿原三〇の二、三〇の三の一、下吉田字芋久保三九の三、四〇、四〇の一、四〇の二、須長字雁峰三の一三六二、三の一三六八、三の一三八二、三の一七三六、三の一七三七、三の一七三九、三の一七四〇

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山口県山口市徳地深谷字陰平二二七から二二九まで、下小鯖字大岩一六七七の一、一六七九の一、字竜ケ岳一九八九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字陰平二二七から二二九まで・字大岩一六七七の一・一六七九の一・字竜ケ岳一九八九の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢虚空蔵二の四三、二の四六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十七日

農林水産大臣　郡司　彰